

広島県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町中野字普請迫九八六の五・九九〇・九九二・九九三・字池平一〇三三の二・一〇三四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、変更しない。
- (三) 間伐に係る森林は、変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更しない。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）